

今の憲法は

なぜ改正されなければ

ならないのでしよう

まえがき

いまの憲法を改正すべきか否かが、長年にわたり議論されておりますことは、皆さまもご承知のことと思います。ただその際、私たちが残念に思いますのは、とかく私ども改憲（自主憲法制定）派が誤解されがちだということであり、また、

その原因は、左翼陣営の執拗な宣伝に国民が惑わされていること。また、いわゆる護憲派は、「むずかしいことを言わないでも、いまの憲法でともかくやってきたから、このままでよいじゃないか」といった心情論ですみませんが、私たち改憲派は、「なぜ、憲法を改正しなければならないのか」「どこをどう改正するのか」を明らかにしなければならぬために、多少勉強を必要とすることであり、

そこで、私たち改憲派が、決して護憲派の宣伝するようなものではなく、合理的運動であることを明らかにするべく、この小冊子を上梓した次第であります。

今の憲法は

なぜ改正されなければ

ならないのでしよう



自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議
編

(A・長年にわたって、憲法を修改正しないことの弊害について)

一、昔の百年が今の十年にも満たないと言われるほど、時代の進運著しい現代、世界各国とも、憲法はその時代時代の国民のためにあり、制定時の国民が後代の国民を縛ってはならないとの認識のもとに、次第に改正条件を緩めて、例えば、この三十八年間に西ドイツ三十四回、スイス三十三回、ソ連五十一回などというように（判例を重視する英米法に立つ米国でさえ、この間に五回改正）、むしろ文明国ほどその憲法を改新、または修正しています。

二、わが国は、この戦後三十八年間に、憲法を改正していない、世界でただ一つの国です。

現憲法には、後でふれるように当初からの欠陥もあり、またその後の内外情勢の激変から、現実には合わない箇所も多く、その弊害が随所に現れてきています。

政府は国会対策上、そうした矛盾を「解釈で補う」東洋的便法で処理してきましたが、こうした便法も限界に達しており、さらには政府自ら拡張解釈や便法を講ずるために、国民の法を尊ぶ気持ちがあわれ、脱法・違法行為を誘発するなど、社会秩序や倫理感を混乱させる原因となっていることは、誠に憂慮すべきことと言わねばなりません。

(B・成立上の欠陥について)

三、他国を占領中に、その国の憲法を改変することは国際法違反です。なぜなら既に一八〇〇年代当初以降、ヨーロッパ大陸では、何度となく戦



争が繰り返され、勝ったり負けたりした結果、占領中に敗戦国の憲法を改変することの不当性が痛感されるに至り、一九〇七年、ヨーロッパ各国はオランダのハーグで国際平和会議を開いて、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」を締結しましたが、特にその第四十三条に「……占領者は、絶対的な支障のないかぎり、占領地の現行法律を尊重」すべきことを謳いました。数年後、日米両国もこれに参加し批准公布しています。この条項は、とりわけ一般法令の基本である憲法については、占領中に改変してはならないものと解釈されてきました。

四、そして、右に記したハーグ条約の趣旨から、第二次大戦後の一九四六年十月制定のフランス第四共和国憲法は、その第九十四条で「本国領土の全部または一部が、外国軍隊の占領下にある場合は、いかなる改正手続きにも着手、または遂行することができない」と規定しています。

また、この国際慣行は敗戦国のイタリア、ドイツにも適用され、イタリアが新憲法を制定したのはパリ平和条約調印後六カ月経ってからであり、西ドイツは連合軍の執ような憲法改正要求に対し、占領下にあること、東西に分割されたことなどを理由として、憲法とはせずに「ドイツ連邦共和国基本法」という名称にとどめ、しかもその第四百六十六条で、この基本法は「ドイツ国民が自由な意志で決定した憲法が施行される日に効力を失う」と規定しています。

五、ところが連合国は、こと日本については、占領中それも早い時期に、憲法をあえて改変させませんでした。したがって「占領中制定された憲法は、国民の自由なる意志によるものではない」とする国際認識からしますと、現日本国憲法は成立過程に重大な疑義があるといわなければなりません。少なくともサンフランシスコ平和条約締結後（つまり独立後）に国民投票にかけ、国民の自由意志を確

認すべきであり、それをしない間は、
現憲法は「国民の認知を受けていない
憲法」といわれても仕方がないでし
う。

(C・形式上の欠陥について)

六、現憲法は、占領軍が作成した英
文の原案をほぼそのまま翻訳して、短
期間に作られたという経過から、翻訳
調で日本文ではないという批判のほか、
法律用語の使用法の誤りが、実に二十
カ条、二十九カ所にも及んでいます。



例えば「可決」としなければいけないところを「議決」としたり、「否認」とすべきところを「放棄」としたり、「予算」と「予算案」との使いかたを取り違えたりで、厳格であるべき法律用語の使いかたが余りにも混乱しています（詳細は、巻末の「法律用語の誤り」をご覧ください）。

七、現憲法が、制定以来三十八年も無修正の間に、国により国語の用字・用語の表記が何度か改訂された結果、今の学校教育を受けた者からすると、現在の憲法には実に百カ所以上も誤りがあり、戦



後の教育を受けた人は、現行憲法が樂には読めない、読んでも用語上の誤りが沢山あると感じられて学校教育上問題があるばかりか、憲法の条文になじみなくさせ、憲法の權威を軽んじさせる結果になっています。

八、憲法第九条戦争放棄規定は、高遠な理想主義に偏り現実的でないというだけではなく、当時の資料からすると、日本に軍備を持たせまいとする、連合国の方針に基づくことも明らかであり、日本国の安全は「諸国民の公正と信義に信頼」（前文）すればよいとされました。これはマッカーサーが、植民地であるフィリピンを久しく統治した際、かの国に「憲法」を置くことは認めつつも、軍事権や外交権はアメリカが掌握していたのと似ています。ですから学問上、当時のフィリピン形態は半独立国と呼ばれているのです。

現憲法が、諸外国の憲法には必ずある「国家の緊急事態に対処する諸規定」を

持たないことも、戦争放棄規定と併せ、国家の安全と軍事権をアメリカ等に委ねたとみられ、現憲法は「半独立国の憲法」と言われても仕方のない体裁、と申さなければなりません。

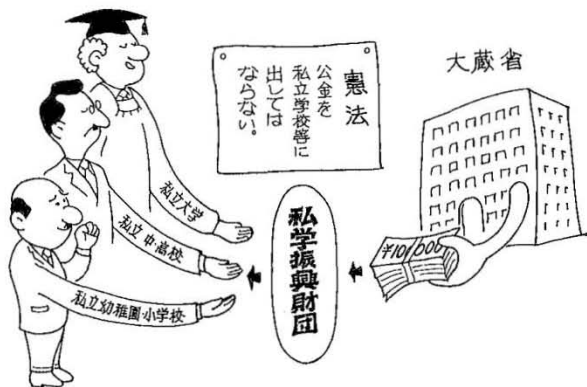
(D・内容上の欠陥については、それこそ無数にあります)

九、憲法第三章「国民の権利義務」の各条項は、余りに「個人の権利」を強調するのに急で、その反面としての家族・他人・社会・国家に対する和合性とか協調性、義務感に欠けております。それが教育の場にも反映しております。例えば、中学校の公民教科書について、主要七社のものを見ますと、権利に関する記述はそれぞれ二十頁以上もあるのに対し、義務に関する記述は一頁にも満たず、たった数行にしかすぎません。こうしたことが国民に、自分の気持ちの赴くままに勝手な言動をすることが「当然の権利」であるかのように思い違いをさせ、自己中

心的・独善的觀念に支配される結果を招き、毎日の報道に現れているような校内暴力・いじめ・冷酷殺人・誘拐などの異常事件を続発させているのです。こうした民族の精神異常を是正するには、近代憲法の範とされたドイツのワイマル憲法に見られるように、条文の第一項に権利について規定したら、その第二項には反面としての義務の規定を置いて、国民に権利と義務とは盾の両面であることを自覚せしめるべきでしょう。



十、憲法第八十九条は、公金その他の公の財産を、宗教や公の支配に属せぬ慈善・博愛事業に支出・提供してはならぬ旨を定めていますが、しかし、私立大学は経営難で、以前から膨大な助成金を国庫から貰っているのが実状です。国は助成金総額を私学振興財団に出し、この財団が各私立大学に配分していることと、助成金を出した私立学校を国が監督しているから、「公の支配に属する」として合憲だと解釈していますが、間に私学振興財団というワンクッションを置いたからといって、違憲の疑いは免れません。また、国が監督す



るから、公の支配に属するというのも、私立学校の精神と矛盾します。さらに、このワンクッションを置く便法のため、多少とも教育や慈善・博愛に関係する団体から同じような方式で自分達にも助成金を出してほしいと要求されますと、断りようもなくなって、いきおひ様々な公法人が作られて、不明瞭な助成金がばらまかれる原因ともなります。こうした弊害を是正するには、第八十九条の見直しが必要であり、少なくとも本条からは「教育」を削除すべきでしょう。

十一、議論の的になっている第九条については、どう解釈し、どう改めるかに先立ち考えなければならぬのは、同条項の各部分の解釈、ならびにそれをどう組み合わせるかについて、学者の見解がそれぞれそ学者の数ほどに分かれているということです（一般に十八通りはある、といわれています）。

しかし、憲法の条文は国家の基本法であるだけに、本来は小学校の高学年程度

の学力で素直に分かるものでなければなりません。日本政府は「解釈で補って」自衛戦力は持てるとされていますが、他国の憲法にはハッキリ定められている「軍隊の最高指揮権」などの規定もない現憲法では、やはり、疑義が残るといえるもので、法治主義の建前からも法文は明確であって欲しいと思います。

政府自らが、憲法の条文を解釈で補ったり、便法を講ずることは、国民に法を尊ぶ気持ちを見失わせ、脱法行為を助長させる原因となっております。



(E・憲法改正問題を取り扱うルールについて)

十二、日本はこれまで、憲法を国民自身の手で修改正した経験がないせい、改憲論議をするに当たつてのルールを知らず、そのため徒らに混乱を引き起こしているといえます。すなわち、文明諸国では法治主義の一環として、既に法として成立している現行法規を守るといふことと、それを守りつつも、その改正を立法論として論ずることとは、厳然区別されていますが、日本ではこの認識がありません。例えば、かつての稲葉法相・奥野法相にせよ、栗栖・竹田両統幕議長にせよ、在任中に憲法や法令に違反したり、違反行為に出るといつた訳では全くなく、現憲法体制を忠実に執行しつつ、将来の立法論として改憲を考へるべき時期に来ている、と言つたにすぎないのでから、両者を区別する文明諸国の認識からすれば、本来、何ら問題となることではない発言でした。

十三、また、欧米諸国では、言論の自由の範囲内か、それを越えて違法な行動に出たかを厳格に区別しますが、日本ではこの認識がないために徒らに混乱しています。例えば、前にふれた奥野法相、栗栖・竹田両統幕議長の場合も、言論段階を越えて違法行動に出た訳では全くないのですから、自由主義先進諸国では問題にもなりません。

一般に日本では、「平和憲法」といった抽象的な言葉の語感に酔う者が多く、また、考え方もワンパターンのようです。つまり、憲法改正というと、すぐ第九条改正―再軍備―徴兵制―軍国主義復活―戦争といった認識に走りがちですが、現憲法には既に述べたような、さまざまな問題点があるのですから、改憲論議も合理的に掘り下げて考えてほしいものです。

十四、なお、日本では、野党が政府・与党に草案を提出させ、それを叩こうと

の構えですが、文明諸国ではそのようなやり方はいたしません。法治主義の立場から、憲法の条文が現実と合わなくなったという点での認識があれば、与野党、あるいは学識経験者も参加して、検討委員会ないしは起草委員会などを設けて、まず同じテーブルについて討議し、さらに改憲会議とか制憲議会へと発展させていくのが、文明国の良識あるルールとされていることも、この際ぜひ知っていただきたいものです。

日本の場合も、文明諸国にならって、与野党が同じテーブルに着いてもらいたいものです。

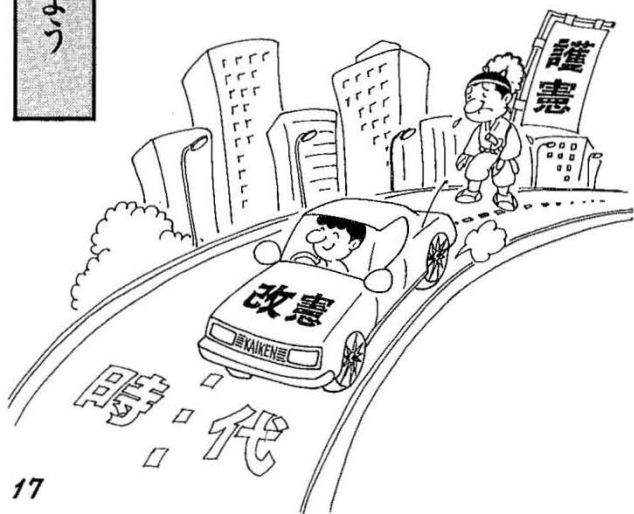
(文責／事務局長・清原淳平)



昔の百年が今の十年にも充たないと言われるほど時勢の進運著しい現代、世界各国は十九世紀後半以降「憲法はその時どきの国民のためにある、制定時の国民が後代の国民を縛ってはいけない」という認識の下、時勢に応じてしばしば憲法の修改を行っています。

現日本国憲法は、上述のように現実と合わない箇所がたくさんあります。今こそ憲法を改めて時代を刷新しようではありませんか。

憲法を改めて時代を刷新しよう



● 現憲法に二十八カ所もある法律用語の誤り

(上段傍線の部分が誤りの箇所、下段傍線の部分が正しい用語です)

第二条 ……国会の議決した ↓ ……国会の可決した

第八条 ……国会の議決に ↓ ……国会の可決に

第九条(章頭の)戦争の放棄 ↓ 戦争の否認(※1)

” ① ……これを放棄する ↓ ……これを否認する

第十一条 ……基本的人権は…与えられる ↓ ……権利である(※2)

第五十五条 ……議決を必要とする ↓ ……可決を必要とする(※3)

第五十六条② 両議院の議事は…過半数でこれを決し ↓ 両議院は…過半数

で議決し

第五十七条①……多数で議決したときは ↓ ……多数で可決したときは

第五十八条②……多数による議決を ↓ ……多数による可決を

第六十条①予算は ↓ 予算案は

〃 ②……可決した予算を ↓ ……可決した予算案を

〃 ②……衆議院の議決を ↓ ……衆議院の可決を

〃 ②……国会の議決とする ↓ ……国会の可決とする

第六十七条①……国会の議決で ↓ ……国会の可決で

〃 ②……指名の議決をした後 ↓ ……指名の可決をした後

〃 ②……衆議院の議決を ↓ ……衆議院の可決を

〃 ②……国会の議決とする ↓ ……国会の可決とする

第六十九条 ……決議案を可決し ↓ ……決議を可決し

〃 ……信任の決議案を ↓ ……信任の決議を

第七十三條⑤ 予算を作成して ↓ 予算案を作成して

第八十三條 …… 国会の議決に基いて ↓ …… 国会の可決に基いて

第八十五條 …… 国会の議決に基く ↓ …… 国会の可決に基く

第八十六條 …… 予算を作成し ↓ …… 予算案を作成し

第八十七條① …… 予算の不足に ↓ …… 予算の費目又は費目の金額の不足に

〃 ① …… 国会の議決に ↓ …… 国会の可決に

第八十八條 …… 予算に計上して ↓ …… 予算案に計上して

第九十條① …… 収入支出の決算は ↓ …… 収入支出の決算案は

第九十七條 …… 永久の権利として信託 ↓ …… 永久の権利である

※1放棄は、法による正当な権利を捨てること、否認は正当な権利あるなしにか
かわらず認めないこと。侵略戦争は正当な権利とはいえないから、放棄では
なく「否認」が正しい。他国の憲法も、戦争放棄ではなく、戦争否認といつ

ている。

※2 第十一条（与えられる）と、第九十七条（信託された）の矛盾による誤り。

※3 議決は、可決と否決の両場合を含む用語故に、国会の承認を前提とする用語としては「可決」か、または「決議」という用語を使うべきである。

※ この正誤資料は法律家三浦光保氏が、長年にわたって研究されたものです。

入会のお誘い

当会では、「憲法を改めて、時代を刷新しよう」（憲法改正・自主憲法制定）という、この国家的・国民的な大事業に御賛同下さり、この運動に協力しようという志ある個人または団体の参加を求めています。

いま、規約の主なものあげますと、
一、（目的）本会は、わが国内外の情勢に即応して、日本国憲法を再検討し、自主憲法制定の推進を目的とする。

- 一、（事業）1、自主憲法の実現を目標とする国民運動 2、自主憲法草案の研究
3、その他、本会の目的達成に必要な事項
- 個人会費 年額一口三千円 賛助三口以上
○団体会費 年額一口一万円 賛助三口以上
○多額納入者・寄付者は、維持会員の特典有

なお、支部設立希望者もお申し出下さい。
ただし、当団体は、同じく岸信介（元総理）会長の自主憲法期成議員同盟と連動しており、ますだけに、入会審査があり、また不当な行為があるときは退会頂くことがあります。
▽入会申し込み先

〒100千代田区永田町二―二―一

衆議院第一議員会館一階

自主憲法制定国民会議 宛

郵便振替 東京6―022879番

銀行振込 大和銀行衆議院支店

0270097番

☆会費・寄付金などの払い込みは、事故防止のため、必ず右記の本部口座宛にお願いいたします。

電話（03）581―5111（衆議院）

内線3866又は3869

昭和六十一年五月三日初版第一刷発行
昭和六十一年十月一日初版第二刷発行

今の憲法は

なぜ改正されなければ

ならないのでしょうか

◎自主憲法期成議員同盟

自主憲法制定国民会議

編・発行

発行者 清原淳平（事務局長）

発行所 東京都千代田区永田町

二―二―一衆議院第一議員会館内

電話・代表 03―五八一―五一一一

（内線）三八六六

振替・東京七―〇七七―〇〇

定価 三百円 七七十円

憲法を改めて時代を刷新しよう

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

¥300

● 第一次憲法改正草案とその解説



自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

「現憲法のどこを、 どう改めるか」

■現憲法には当初からの不備や、その後の社会情勢の推移に基づく現実と法とのギャップなど、改正点は無数にあります。とりあえずその中でも弊害著しいもの、学問的に妥当でないものを中心に二十五項を選び、原文と改正案、ならびにその理由をコメントの形で分かりやすく解説。改憲論議の絶好の叩き台が本書です。全書判五百三十円・送料百七十円
ご購入の方は当事務局までお申込み下さい。